

入 札 説 明 書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）第2条及び第7条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

2 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書等に対する質問は、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (3) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の手換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「公立大学法人会津大学理事長」とすること。
- (5) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。
 - イ 公表は、会津大学において閲覧の方法で行う。

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

公立大学法人会津大学契約事務取扱規則（平成18年公立大学法人会津大学規則第3号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。
- (2) 契約保証金

落札者は、規則第39条に基づき、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第39条第1項ただし書きの規定を適用する場合又は同条第2項の規定による担保の提供をもって代える場合は免除する。

5 契約及び入札の条件

- (1) 入札書の記載金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 最低制限価格
設定する。
- (3) 契約書
別紙契約書（案）による。
- (4) 契約の確定時期
委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。
- (5) 入札にあたっては、契約書（案）、委託仕様書、会津大学庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得、本書及び現場を熟知すること。
- (6) 代理人による入札の場合は、委任状（入札及び見積に関する一切の権限を委任した書状）を提出すること。
- (7) 入札の回数は3回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者がいない場合は、随意契約に移行することがある。

6 その他

- (1) 落札候補者は、資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から2日以内に入札参加資格確認申請書に資格確認に必要なその他の書類を添えて提出しなければならない。
- (2) 提出書類は原則としてA4判とすること。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。
- (4) 受託者は、仕様書に定めるほか、会津大学庁舎等維持管理業務委託契約における労働関係法令遵守の確認等に関する要綱第5条に基づく「労働関係法令の遵守状況に関する報告書」（別紙様式）を契約締結後速やかに提出しなければならない。